

アグーブランド豚販売店登録実施要領

(目的)

第1条 沖縄県アグーブランド豚推進協議会（以下「協議会」という。）は、アグーブランド豚の販売店を登録し、販売に関する正確な情報を提供することによってアグーブランド力の強化と消費者への信頼確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は、次の各号による。

- (1) アグーブランド豚とは、協議会の認定を受けたアグーブランド豚指定生産農場（以下「指定生産農場」という。）で生産され、且つ、協議会の認定基準に基づき基礎登記または仮登録された「沖縄アグー豚」の雄と各指定生産農場所所有の西洋豚等の雌を交配し、生産された肉豚とする。

(登録条件)

第3条 登録できる販売店は、アグーブランド豚の豚肉を扱う卸売店、小売店、飲食店とする。

(登録手続き)

第4条 販売店の登録は、次の各号による。

- (1) 登録手続きは、指定生産農場が行う。
- (2) 指定生産農場は、アグーブランド豚の豚肉を扱う販売店について、第1号様式により協議会に提出することとする。
- (3) 協議会は、前号1の申込書を受理後、アグーブランド豚販売店として登録する。

(情報公開)

第5条 登録された販売店の情報は、協議会が管理し、協議会ホームページ上で公開する。

(登録期間)

第6条 販売店の登録期間は、登録を受けた年度限りとし、毎年度登録の更新を行うこととする。

(取り消し)

第7条 販売店において次の事項が生じたときは、登録を取り消すものとする。

- (1) 指定生産農場が不相当と認めたとき。
- (2) 協議会が不相当と認めたとき。
- (3) 販売店から指定生産農場へ登録取り消しの申し出があったとき。

(雑則)

第8条 この要領に定めない事項については、別途協議するものとする。

附 則

1 この要領は、平成22年3月26日より施行する。

1 この要領は、平成26年4月24日より施行する。

第1号様式

アグーブランド豚販売店登録申請書

1. 申請者（指定生産農場）

住所 _____

氏名 _____ 印

TEL _____ FAX _____

貴協議会アグーブランド豚販売店登録実施要領により、別紙の販売店について登録を受けたいので申請します。

平成 年 月 日

沖縄県アグーブランド豚推進協議会長 殿